

生活創造センター・文化会館等における新型コロナウイルス感染症予防ガイドライン

令和2年5月18日
企画県民部県民生活局県民生活課
(令和2年5月21日改定)
(令和2年5月26日改定)
(令和2年6月18日改定)
(令和2年9月17日改定)

1 基本的留意点

- (1) 人との接触をできるだけ避け、対人距離を確保（できるだけ2mを目安に（最小1m））する。
- (2) 感染防止のための施設利用者の整理（密にならないように利用者数や利用時間の制限、誘導等の対応）
- (3) 入口及び施設内の手指の消毒設備の設置
- (4) マスク着用の周知
- (5) 施設の換気
- (6) 施設の消毒
- (7) 「兵庫県新型コロナ追跡システム」QRコードの掲示と来館者への登録呼びかけ

2 症状のある方の利用制限

- (1) 発熱や軽度であっても咳・咽頭痛等の症状がある人は施設の利用を控えるように呼びかける。
- (2) 状況によっては、発熱者を体温計等で特定し施設の利用を制限する。
- (3) 万が一感染が発生した場合に備え、イベント等では氏名・連絡先等を把握する名簿を作成し、不特定多数の利用が多い屋内施設（利用申請等により利用者情報が把握できる場合は除く）では、利用状況に応じて、氏名・連絡先等の把握を行い、取得した個人情報とは適正に管理する。

3 感染対策

- (1) 他人と共用する物品や手が頻回に触れる箇所を工夫して最低限にする。
- (2) 複数の人の手が触れる場所（ドアノブや手すり等）や共有する物品（テーブル、椅子、マイク等）を適宜消毒する。
- (3) 手や口が触れるようなもの（コップ、箸等）は、適切に洗浄消毒する等特段の対応を図る。
- (4) 人と人が対面する場所は、アクリル板・透明ビニールカーテン等で遮蔽する。
- (5) 手洗いや手指消毒の徹底を図る。

4 催物（イベント、講座、会議等）の開催

- (1) 全国的又は広域的な催物は慎重に検討し、開催する場合は十分な人と人との間隔（1m）を設ける。
- (2) 地域で行われる集い等、全国的又は広域的な人の移動が見込まれない行事で、参加者がおおよそ把握できるものは、人数制限を行わない。
- (3) 催物開催にあたっては、適切な感染防止対策を実施し、開催の目安について、大声での歓声・声援等がないことを前提としうるものは収容率100%以内、大声での歓声・声援等が想定されるものは収容率50%以内とする。

5 トイレ

- (1) 便器内は、通常の清掃で良い。
- (2) 不特定多数が接触する場所（ドアノブ、トイレの便座、便座の蓋等）は、清拭消毒を行う。
- (3) トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示する。
- (4) ハンドドライヤーは止め、共通のタオルは禁止する。

6 フリースペース、休憩スペース

- (1) 一度に利用する人数を減らし、対面での飲食や会話を回避するように呼び掛ける。
- (2) 常時換気するように努める。

7 会議室、セミナー室、展示スペース

- (1) 入室時の手洗い、手指消毒を徹底する。
- (2) 座席の間隔を開ける等、密接しないようにレイアウトを工夫する。
- (3) 常時換気するように努める。

8 スポーツ施設、講堂

- (1) 人と人との十分な距離を確保する。
- (2) 近距離での会話や大きな声の発声を禁止する。
- (3) 更衣室・シャワー室は、会話や飲食を禁止する等必要最低限の利用とする。
- (4) 常時換気するように努める。

9 飲食施設、宿泊施設

- (1) 家族等の一集団と他の集団との距離を確保する。
- (2) 混雑時に利用制限を実施する。
- (3) 入場時の手洗い、手指消毒を徹底する。
- (4) 換気、他人と共用する物品や手が頻回に触れる箇所の消毒を徹底する。
- (5) 食器、テーブル、椅子等の消毒を徹底する。
- (6) ユニフォームや衣服等はこまめに洗濯する。

10 ゴミの廃棄

- (1) ごみは、ビニール袋に入れて密閉して縛るようにする。
- (2) ゴミを回収する人は、マスクや手袋を着用する。
- (3) マスクや手袋を脱いだ後は、必ず石鹸と流水で手を洗う。

11 清掃・消毒

- (1) 市販されている界面活性剤含有の洗浄剤や漂白剤を用いて清掃する。
- (2) 不特定多数が触れる環境表面を、適宜清拭消毒する。
- (3) 手が触れることがない床や壁は、通常の清掃で良い。

12 感染が疑われる者が発生した場合

- (1) 感染が疑われる者を速やかに別室へ隔離する。
- (2) 対応する職員は、マスクや手袋の着用を徹底する。
- (3) 速やかに、医療機関及び保健所へ連絡し、指示を受ける。

(本ガイドラインについて)

- ・ 上記は、生活創造センター、文化会館等の開館における基本的な予防対策を整理したものであり、全ての項目の実施が開館の必須条件ではないが、基本的な感染予防対策を講じることを求める。
- ・ また、各施設や地域の状況を踏まえ、指定管理者において対策項目の追加や数値基準の設定、別途詳細なガイドラインやマニュアルを設ける等適切な対応を求める。
- ・ 本ガイドラインは、今後の対処方針の改定や事業主体の意見等を踏まえ、必要に応じて適宜改定を行う。